1896

自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していた申立人について、避難費用 (避難交通費、宿泊費、宿泊謝礼)、生活費増加費用(自家消費野菜、家財道 具購入費用等)、除染費用及び精神的損害が賠償されるとともに、同市におい て申立人が営んでいた海外の高級ブランド用品等の販売事業に関し、借入金の 利息分に加え、相双地区の顧客を喪失したことを考慮して、平成24年1月か ら平成27年12月までの同地区の廃業損害が賠償された事例(平成23年分 については東京電力の直接請求手続において逸失利益として賠償済み)。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金88万5669円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、中間指針追補に基づく精神 的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金8万円を支払い済みであるこ とを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、別紙記載の損害項目(除染費用)に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

6 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が別紙記載の損害項目(除染費用)について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

7 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立

人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

8 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。令和4年10月5日

(仲介委員 鍬竹 昌利)

	項目	期間	金額
		平成 23 年 3 月 18 日	
	避難交通費	平成 23 年 4 月 3 日	41,600
		平成 23 年 4 月 5 日	
		平成 23 年 4 月 30 日	
		平成 23 年 3 月 18 日から	
		平成23年3月20日まで	
	宿泊費		66, 000
避難費用		平成23年4月4日から	
		平成23年4月30日まで	
		平成 23 年 3 月 21 日から	
		平成 23 年 4 月 3 日まで	
	親族・知人への謝礼		92, 000
		平成 23 年 4 月 5 日から	
		平成 23 年 4 月 30 日まで	
生活費増加費用		平成 23 年 3 月 11 日から	
	自家消費野菜	平成 23 年 12 月 31 日まで	50, 000
		平成23年3月11日から	
	家財道具購入費用	平成23年3月31日まで	15, 000
		平成23年9月1日から	
	その他	平成 24 年 12 月 31 日まで	40, 000
		平成24年9月1日から	
除染費用		平成 24 年 12 月 31 日まで	200, 000
		平成23年3月11日から	
精神的損害		平成23年8月31日まで	40,000
営業損害		平成24年1月1日から	
	廃業損害	平成 27 年 12 月 31 日まで	261, 069
		平成23年5月6日から	
	追加的費用	平成 27 年 8 月 6 日まで	80,000
合計(和解金額)			885, 669
既払金			80,000
支払金額(既払金控除後)			805, 669